

令和 8 年度（2026 年度）熊本市立小・中学校 暫定再任用職員募集要項

1 募集対象

熊本市立の小学校又は中学校において教育職員、学校栄養職員又は事務職員として勤務している者又は勤務していた者のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの

(1) 本市の正規職員を退職した日が令和 5 年（2023 年）3 月 31 日以前である場合 昭和 36 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までに生まれた者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 定年退職者であるもの

イ 定年退職日前に本市を退職した者のうち、次のいずれかに該当するもの

(ア) 25 年以上勤続して退職した者であって、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日現在、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までにあるもの

(イ) (ア)に該当する者として再任用されたことがある者

(2) 本市の正規職員を退職した日又は退職する日が令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降である場合 昭和 36 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日までに生まれた者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 定年退職者であるもの

イ 定年前再任用短時間勤務職員の任期が満了したことにより退職した者

ウ 25 年以上勤続して定年退職日前に本市を退職した者であって、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日現在、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までにあるもの

2 再任用の選考方法について

従前の勤務実績等について総合的に判断し、選考を行う。

なお、面接は実施しない。ただし、必要に応じて、提出書類の内容等について確認をすることがある。

3 任期及びその更新について

任期は、1 年以内とする。

(1) 任期の更新：本人が希望する場合は、選考により、1 年以内で任期を更新することがある。

※ 任期の更新を希望する場合は、7 (1)の提出書類を校長に提出すること。

(2) 任期の末日：本人が満 65 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前

4 募集する職種

教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員（職名は主任技師）及び事務職員（職名は主任事務職員）

5 勤務形態及び募集人員並びに職務、勤務時間等

原則として「フルタイム勤務」とし、「短時間勤務」の募集人員は職務ごとに若干名とする。

(1) フルタイム勤務

ア 配置

各職種の一般職員（任期の定めのない職員）と同様に配置する。職務内容は、補助的なものではなく、各職種の一般職員と同様の校務を分掌する。

なお、教諭については、以下の職務を希望することができる。

校 種	職 務
小・中学校共通	初任者研修拠点校指導教員
	通級指導教室（経験者に限る。）
小学校のみ	専科教員（理科・音楽・英語）

※ 上記の職務を希望した場合も、上記以外の職務で配置されることがある。

イ 勤務時間（日数）

週 38 時間 45 分勤務（週 5 日終日勤務）

(2) 短時間勤務

職 種	職 務	勤務時間（予定）
教諭（小学校のみ）	少人数指導（主幹教諭配置校）	ア・イ・ウ・エ
	専科サポーター（高学年担任の負担軽減）	ア・イ
	学校運営サポーター	ア・イ・ウ・エ
	幼稚園担任補助（小学校と幼稚園を兼務）	ア・イ・ウ
	通級指導教室（経験者に限る。）	ウ
教諭（小・中学校共通）	フレンドリー・オンライン学習支援員	ア・イ
教諭（中学校のみ）	不登校対策サポーター	ア・イ
養護教諭 栄養教諭 学校栄養職員	一般職員と同様	ア・イ・ウ
事務職員	一般職員と同様	ア・イ・ウ

※ 上記の職務・勤務時間は予定であり、上記以外の職務・勤務時間で配置されることもある。

<勤務時間（予定）>

ア 週 31 時間勤務（週 4 日終日勤務）

イ 週 31 時間勤務（週 4 日 6 時間と週 1 日 7 時間勤務）

ウ 週 23 時間 15 分勤務（週 3 日終日勤務）

エ 週 19 時間 10 分勤務（週 5 日半日勤務）

6 勤務条件等

(1) 給与等

ア 給料月額

(ア) フルタイム勤務職員については、適用される給料表及び職務の級に応じた額（別紙 1 のとおり）

(イ) 短時間勤務職員については、(ア)の額に、38 時間 45 分に対する 1 週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額

イ 諸手当等

(ア) 支給対象となるもの（適用される給料表により異なる。また、支給要件があるものを含む。）

教職調整額、給料の調整額、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当（教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、多学年学級担当手当）、義務教育等教員特別手当、児童手当（フルタイム勤務職員のみ）

- (イ) 支給されない手当
扶養手当、退職手当

ウ 社会保険制度

フルタイム勤務職員は共済組合の一般組合員となり、短時間勤務職員（週 20 時間以上勤務）は共済組合の短期組合員となる。健康保険、雇用保険等については、別紙 2 のとおり（詳細は、共済組合等へ直接問い合わせること。）。

また、週 20 時間以上勤務の場合、本人の同意の有無にかかわらず新たに雇用保険被保険者となる（再任用職員には退職手当が支給されないことによる。）ことから、雇用保険の保険料を給与から控除する。

(2) 休暇

ア 年次有給休暇：別紙 2 の休暇の項のとおり

イ その他の休暇：短時間勤務職員の休暇のうち一部のもの（付与日数がフルタイム勤務職員に対するものより少なくなる休暇）を除き、一般職員と同様に付与される。

7 申込み

(1) 提出書類

ア 意向調査書（「[様式] 令和 7 年度働き方意向調査・令和 8 年度再任用等申込書」中の「様式 1 意向調査書（全員提出）」をいう。以下同じ。）

※ 記入に当たっては、欄外の留意点等を参照のこと。

イ 申込書（「[様式] 令和 7 年度働き方意向調査・令和 8 年度再任用等申込書」中の「様式 2 教諭（小・中・特支）、養護教諭、栄養教諭 申込書」又は「様式 3 教諭（幼・高）、教員、栄養職員、事務職員 申込書」をいう。以下同じ。）

(ア) フルタイム勤務の特定の職務（5(1)アの表に記載する職務）及び短時間勤務の各職務を希望する者は、採用数に限りがあるので、第一希望に採用されなかった場合のことを考慮し、複数の希望を記入するとともに、希望が叶わなかった場合の意向を必ず記入すること。

(イ) 記入に当たっては、欄外の留意点等を参照のこと。

ウ 職員健康診断票の写し

(ア) 令和 7 年度（2025 年度）実施分が記載されている職員健康診断票に、所属長が原本証明したものを提出すること。

(イ) 提出時点で令和 7 年度（2025 年度）が未受診の場合は、現状のものを提出し、受診後、速やかに差し替えを提出すること。この場合においては、1 月末日までに差し替えを完了すること。

(ウ) 令和 7 年度（2025 年度）に熊本市立学校（園）で勤務していない場合は、令和 7 年度（2025 年度）中に受診した健康診断、人間ドック等の結果を添付すること。

(2) 提出方法

ア 申込みを希望する者が熊本市立学校（園）に勤務している場合

(ア) 申込みを希望する者は、意向調査書及び申込書を所属長に提出すること。

(イ) 所属長が所属職員の申込書を取りまとめ、(1)ウの書類を添付し、親展にて教職員課へ提出すること。

※ 希望の変更や申込みの取下げ等をする場合は、所属長を通じて教職員課に連絡すること。

イ 申込みを希望する者が熊本市立学校（園）に勤務していない場合

(1)の提出書類を揃えて封筒に入れ、本人持参にて教職員課へ提出すること。

※ 希望の変更や申込みの取下げ等をする場合は、直接教職員課に連絡すること。

(3) 受付期間

令和 7 年（2025 年）9 月 16 日（火）から 10 月 3 日（金）まで（厳守）

8 結果の通知

令和 8 年（2026 年）2 月上旬に、本人宛てに採用の可否を通知する。

※1 短時間勤務希望者については、学校の実情等により、フルタイム勤務となる場合がある。

※2 採用可の場合は、勤務形態（フルタイム勤務であるか短時間勤務であるか）も通知する。この場合において、5 (1)アの表に記載する職務を希望した者についてはその結果を、短時間勤務の教諭については職務を併せて通知する。

9 配置先

令和 8 年度（2026 年度）定期人事異動の中で決定する。

10 問合せ先

〒860－8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市教育委員会事務局 学校教育部 教職員課 人事班

TEL 096－328－2720